

山形県庄内地方の農村の動向

川 口 諦

1. 総研グループでは、昭和四四年から山形県酒田市近郊の農村の詳細な調査を行なってきた。その中間報告は、『善治日誌』、『豊原村——人と土地の歴史——』等として発表されているが、この調査を手掛りにして、最近の山形県庄内稲作地帯の農村の動向をみてみたい。

2. 千葉大の斎藤仁氏は、東南アジア農村との対比において日本農村の特異性を指摘し、これを徳川幕府体制の一円領主制のもとで形成された自治村落だとみなした。ここでは村が、個別成員を超える統一体としての上部構造を形成していることが重要である。そしてそれは、商品経済の一定の浸透のもとでの小農民（近世本百姓Ⅱ「家」）の成立と同時規定的な事態であるとされた。

3. この仮説は、われわれが調査した豊原村の歴史によっても略々裏付けられているように思われる。豊原村で収集された水帳その他の古文書によれば、豊原村に近世本百姓が生まれて今日の村の姿の原型が形づくられたのは、十八世紀中葉だと判断される。そ

れ以前の十七世紀の水帳では、まだ、初期本百姓を思わせる成員構成と土地所有関係を示していた。総研の大場正巳氏は、この変化を、この時期における農法変革に対応するものとして捉え、この新集約農法を「畝歩農法」と名付けた。

4. 豊原村の十八世紀の水帳と明治の地租改正時点の土地台帳とは、一筆毎に連続させることが略々可能であり、さらに大正初年の飽海郡耕地整理後の一筆毎に連続できる。こうして、十八世紀以降今日まで二五〇年間の、豊原村一筆々々の土地所有関係に表現される家々の栄枯盛衰と、それと相互規定的な上部構造としての村の歴史とが捉えられることになった。

5. このような歴史の経緯を念頭におきながら、最近のこの村の動きをみてみよう。

総農家数二〇戸の間には階層分化の進行がみとめられる。経営規模一匁未満の零細Ⅱ兼農家5戸及び中層の病弱農家1戸は、その水田すべてを全面作業委託に出している。また大規模農家1戸は、水田の大半を経営委託に出して1万頭規模の専業養豚に転じて成功している。

この委託水田合計六・八匁は、上層農家5戸に受託されてその規模拡大をもたらしている。さらに上層農家7戸は、自動車で三〇分ほどの山間部の戦後開拓後の放棄地を購入して煙草栽培をはじめた。その面積二・四匁。いわば村の飛び地が新たに確保された形である。

6. このような階層分化の進展の中でも、零細農家が村の社会生活

から脱落したわけではない。全水田を作業委託に出した6戸のうち、戦後分家の1戸を除く5戸はかつての中堅的な本百姓であり、明治中期に没落したとはいえ、今日も立派な屋敷を構えて存続している。Ⅱ兼農家ながら稲作の朝夕の肥培管理まで放棄したわけではない。病弱1戸の他は、後継者も確保している。

国の農業行政の上では無視すべき邪魔物とみられがちなこれら零細農家も、村の社会生活では、自治村落の公権的な機能に対して一家一票的平等的尊重されているのである。

7. この村でも、永年に亘って集団栽培、トラクター共同利用、集団転作など様々な共同組織や集団的土地管理を試みてきた。現在、それらの共同は解体して、稲作の受委託や煙草作のための飛び地の確保など階層分化の進展がみられるが、それらは、共同が失敗した結果というより、むしろ共同の経験に媒介された集団的土地管理の一つの現在時点での現象形態とみなすことができるのではないか。いわばそれらは、村の公権力の是認のもとにある家連合の諸形態なのである。

8. この豊原村の事例は、庄内農村一般に略々共通にみられる状況である。われわれはいま、東田川郡余目町内の十五集落、約五百戸の農業センサス個票（昭三〇、昭四五、昭五五）を用いて、この二五年間の動向を分析しつつあるが、その動きは豊原村に近い。この十五集落でも作業受委託等を通じて階層分化が一定の進展をみせているけれども、そのもとでなお、「家」の維持・再生産のメカニズムはゆるぎなく機能している。農家の家族形態の、夫

婦家族、三世代家族、その他家族の割合は、昭和三〇年以降の二五年間に、むしろ三世代家族の相対的增加をもたらしており、婿養子を迎えて家の存続をはかろうとする事例も増加している。農家の後継者夫婦は、恒常的兼業勤務の形にもせよ、確保されているといつてよい。

家族多就業による「家」の安泰のもとで、一定の階層分化を伴いながらも、その上部構造としての自治村落（なかんずくその土地管理機能）は生き続けていくものと思われる。